# 公示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び同法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年11月4日

北海道運輸局長 井上 健二

記

# 1. 届出の内容

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	令 7 A 第 5 号
届出を行った一般 乗合旅客自動車運 送事業の名称	ジェイ・アール北海道バス株式会社
廃止となる路線	宮58 富丘線 起点:札幌市手稲区手稲本町1条3丁目地先 終点:札幌市手稲区西宮の沢4条3丁目地先 2キロ200メートル
	琴38 琴似発寒線 起点:札幌市西区発寒6条9丁目地先 終点:札幌市西区発寒5条8丁目地先 0キロ300メートル
	起点:札幌市西区発寒5条8丁目地先 終点:札幌市西区発寒8条7丁目地先 0キロ650メートル 起点:札幌市西区発寒8条7丁目地先
	終点: 札幌市西区発表 6 条 7 丁 日 地 元 終点: 札幌市西区琴似 2 条 1 丁 目 地 先 2 キロ 2 5 0 メートル
廃止の予定日	令和8年3月31日
廃止を必要とする 理由	慢性的な乗務員不足が続いており、利用者の実績等を調査し、運行時間の調整等を行っているが、利用者の増加も 見込めない状況のため当該路線の維持が困難なことから 路線廃止の届出をするもの。

### 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を 行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、 この公示の日から10日以内に、次の①~④の事項を記載した意見聴取申請書 (別添様式参照)を北海道運輸局又は北海道運輸局札幌運輸支局まで提出して ください。(郵送による場合は、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見の聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に 対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

#### (参考)

- 1. 道路運送法第15条の2第2項の「利害関係人」とは、同法施行規則第15 条の7によるものをいい、例示として次のような者が考えられます。
- (1) 当該路線の廃止後において、乗合運送を行うことが想定される別の一般乗 合旅客自動車運送事業者
- (2) 廃止を予定する一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 当該路線の沿線地域の経済団体(商工会議所等)
- (4) 当該路線の沿線地域の相当数の利用者が参画し、当該路線に関連する利用 者団体
- 2. 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止については、道路運送法 第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6月前までに届け出ることで 実施可能となっています。
- 3. この意見の聴取は、本事案に係る路線の廃止を行った場合における旅客の利便の確保に関し、北海道運輸局長が関係地方公共団体及び利害関係人から行うものです。

また、意見の聴取の結果により、同条第3項及び第4項に基づく廃止の実施 日の繰り上げが可能かどうかの判断を行います。

4. 意見の聴取において届出を行った事業者が廃止の実施日の繰り上げを希望し、かつ、関係地方公共団体及び利害関係人から特段の意見がなかった場合等において、旅客の利便を阻害しないと認められるときは、廃止の実施日の繰り上げを認めることがあります。

## (問い合わせ先及び意見の聴取申請書提出先)

- 北海道運輸局自動車交通部 旅客第一課 〒060-0042
  札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎 Tm011-290-2741
- ・北海道運輸局札幌運輸支局 輸送・監査担当 〒065-0028 札幌市東区北28条東1丁目1番1号 1回011-731-7167

北海道運輸局長 殿

住 所 氏名又は名称 代表者の氏名(法人又は団体) 電 話 番 号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する意見聴取申請書

今般、令和7年 月 日付け北海道運輸局公示第 号で公示された下記の件名に対して意見を述べたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1. 事案の件名及び事案番号 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止 令7A第 号
- 2. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 3. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

#### (注意事項)

意見聴取申請書は、公示の日から10日以内に北海道運輸局又は事案を管轄する運輸支局へ提出してください。郵送で申請する場合は、消印日が公示の日から10日以内であれば有効とします。

なお、意見の聴取の日時及び場所等は、利害関係人と認められる場合のみ別途 通知します。